

厚相、医療救済を確約

橋本水俣市長
長歸任談 特殊学級費も善処

水俣病患者の救済対策など陳情のため上京中だった橋本水俣市長は九日夜水俣に帰り、十日水俣病問題に対する今後の国の対策について次のように語った。

まず市が要望している①公害医療救済法の制定を早急に実現し、公害医療費用について国および企業が全額負担してほしい②水俣病の重症患者一人一人に付き添い看護

護人を配置してほしい③水俣病患者に對しては心身障害者程度の等級表を別に定めてほしい④水俣病患者には生活困窮者が多く、生活のため病苦をおして働いている者もいるので、公害医療手当てを支給してほしいの四項目については、園田厚相に再度の確約を要望した結果、近く公害問題に対する立法化のさい十分考慮するという

ことだった。

また陳情第五項目の水俣病患者の子供たちを教育する特殊学級教室の設置に要する費用を全額国庫負担にしてほしいという要望については、設置費用(約五百万円はかかる予定)を国が三分の一負担するという回答だったが、全額負担を強力に要望したところ、大蔵省、文部省なども打ち合わせで、なるべく要望に添うよう善処したいということだった。

補償問題については公害として初めてのケースだから国のあつせんが適当であることを主張したが、県知事、市長あつせんによる解決が望ましい。どうしても話し合いがつかない場合は国があつせんに乗り出すことも考えているということ、補償問題の早期解決を図るため、ぜひ国もバックアップしてほしいことを強く要望してきた。